

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 8月27日
【会社名】	プレジジョン・システム・サイエンス株式会社
【英訳名】	Precision System Science Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田島 秀二
【本店の所在の場所】	千葉県松戸市上本郷88番地
【電話番号】	(047)303-4800（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部長 田中 英樹
【最寄りの連絡場所】	千葉県松戸市上本郷88番地
【電話番号】	(047)303-4800（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部長 田中 英樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	<p>第16回新株予約権証券 その他の者に対する割当 3,120,000円 （新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額） 807,120,000円</p> <p>第17回新株予約権証券 その他の者に対する割当 1,469,000円 （新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額） 529,269,000円</p> <p>第18回新株予約権証券 その他の者に対する割当 1,326,000円 （新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額） 535,626,000円</p> <p>（注） 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。</p>
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第16回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	2,000,000個（新株予約権1個につき1株）
発行価額の総額	3,120,000円
発行価格	新株予約権1個につき1.56円 （新株予約権の目的である株式1株につき1.56円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年9月12日（水）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	プレジジョン・システム・サイエンス株式会社 管理部 千葉県松戸市上本郷88番地
払込期日	平成30年9月12日（水）
割当日	平成30年9月12日（水）
払込取扱場所	株式会社千葉銀行 松戸支店

(注) 1. 第16回新株予約権証券（以下、「第16回新株予約権」といい、第17回新株予約権証券（以下、「第17回新株予約権」といいます。）及び第18回新株予約権証券（以下、「第18回新株予約権」といいます。）とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）については、平成30年8月27日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後に本新株予約権の買取契約（以下、「本買取契約」といいます。）を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

3. 第16回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 第16回新株予約権の目的である株式の総数は2,000,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。）は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第16回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準 第16回新株予約権の行使価額は、平成30年9月14日に初回の修正がされ、以後5価格算定日（以下に定義する。）が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）において売買立会が行われる日（以下、「取引日」という。）であって、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含む。）から起算して5価格算定日目の日の翌取引日（以下、「修正日」という。）に、修正日に先立つ5連続価格算定日（以下、「価格算定期間」という。）の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使価額は、5価格算定日に一度の頻度で修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は当初221円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限 2,000,000株（発行済株式総数に対する割合は8.67%）</p> <p>6. 第16回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限行使価額にて第16回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額） 445,120,000円（但し、第16回新株予約権は行使されない可能性がある。）</p> <p>7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。）</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>第16回新株予約権の目的である株式の総数は2,000,000株（第16回新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は1株）とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、第16回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第16回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 第16回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各第16回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 第16回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初、402円とする（以下、「当初行使価額」という。）。</p> <p>3. 行使価額の修正 行使価額は、平成30年9月14日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、基準行使価額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、第16回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>
-----------------------	--

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第16回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を切り上げる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ15取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>(7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第16回新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>807,120,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、第16回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第16回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第16回新株予約権を消却した場合には、第16回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>第16回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第16回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第16回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第16回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>第16回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>1. 第16回新株予約権の行使期間</p> <p>平成30年9月13日（当日を含む。）から平成33年9月13日（当日を含む。）までとする。</p> <p>2. 市場混乱事由</p> <p>当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらずものとする。）</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 第16回新株予約権の行使請求の受付場所 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社千葉銀行 松戸支店</p>
新株予約権の行使の条件	第16回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、第16回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた第16回新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）の1ヶ月以上前に第16回新株予約権の新株予約権者に通知することにより、第16回新株予約権1個当たり1.56円の価額（対象となる第16回新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する第16回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。第16回新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

（注）1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載の通りの目的のための資金調達を行う手法として、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「(4) 本スキームの特徴」及び「(5) 他の資金調達方法」に記載の通り、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、「(2) 資金調達方法の概要」に記載した資金調達方法（以下、「本スキーム」といいます。）が現在の当社の資金需要を満たす最も適切な資金調達手法であることから、本スキームによるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し、本スキームを採用することを決定しました。

(1) 資金調達の目的

当社の事業概要 バイオ（遺伝子・タンパク質等）検査システムの提供を通じた社会貢献

当社の事業目的は、使い勝手の良い（ユーザーフレンドリーな）バイオ検査システムの提供を通じて、その診断情報を有効活用することにより、世の中の多くの人々に快適な生活を送って頂くことにあります。当社は、事業領域における強みである「自動化システム技術」（注）を活用することにより、「バイオテクノロジー」と日本企業の得意とする「ものづくり」を融合させ、事業を成長させると共に社会貢献を果たしております。

（注） バイオ、医療研究開発の中心テーマであるバイオ検査において、これまで手作業で行っていた各作業工程を自動化するための装置を開発し、他社が当該装置を通じてバイオ検査の各作業工程を自動化することができるようにするための技術をいいます。

当社の技術コンセプトは、「シンプル、コンパクト、メンテナンスフリー」の自動化システム技術です。このコンセプトが社会に受け入れられた結果、当社は、累計2万5千台以上のDNA自動抽出装置を、世界的な販売網を有するバイオ検査関連業界の大手企業を通じてOEM販売（相手先ブランドによる販売）してきました。さらに、当社の自動化システム技術は、現在では研究分野の場面だけではなく、感染症やDNA鑑定等の臨床の現場でも利用されるようになりました。

今後、当社がその事業を成長させ更なる社会貢献を果たすためには、上記のような実績と経験を活かして自動化システム技術の応用展開を行う必要があります。例えば、当社は、DNA自動抽出技術（Magtration®）を発展させたバイオ検査システム（全自動化装置と一体化した検査試薬）製品の提供を通じて、世界のより多くの人々に、バイオ検査情報を有効活用してもらおうことができると考えており、これは社会貢献につながると考えおります。

中期事業計画の進展状況 全自動遺伝子検査装置とプレバック検査試薬の販売開始

当社グループは、遺伝子検査市場のトレンドを捉え、事業フィールドを研究開発分野から臨床検査分野へ移行しております。また、製品構成においては、装置中心のビジネスから検査試薬・消耗品ビジネスへの転換を掲げ、3ヵ年の中期事業計画を策定し平成29年8月14日に公表いたしました（なお、中期事業計画については、事業の進捗に鑑みて、毎年、計画の見直しを実施しており、後述のとおり、平成30年には、8月27日付で新中期事業計画を公表しております。）。

当社グループは、中期事業計画の方針として、既存OEM取引の深耕及び新規OEM契約の獲得、自社製品のラインアップの充実と販売強化、検査試薬ビジネスをはじめとする製品コストダウンによる利益率の向上を掲げ、これらの方針に基づいて、売上拡大と利益確保を推し進めました。

これらの方針に基づき事業を推進した結果はそれぞれ以下のとおりです。

- (a) 平成27年9月に発売開始したエリテック社向けのOEM供給製品である中型の全自動遺伝子検査装置「geneLEAD plus」は、臓器移植における病原体のモニタリング（注1）や感染症検査等の医療の現場で利用されており、全自動化システムを活用したい医療現場の要望に応えた製品として多くの引き合いを受けていることから、順調な販売拡大実績の推移となりました。
- (b) 平成30年9月に発売予定の小型の全自動遺伝子検査装置「geneLEAD」は、小型でプレパック方式（注2）の検査試薬セッティングとボタン操作により約90分で核酸抽出からリアルタイムPCR解析（注3）までが可能な（反応時間はPCR検査試薬（注4）の種類により異なります）点が特長になります。

従来、遺伝子検査ができなかった中小規模の病院でも遺伝子検査が可能になるだけでなく、当社の核酸抽出試薬「MagDEA Dx SV」と新たに開発したPCR検査試薬とを組み合わせることで様々な検体種に対応することができ、当社オリジナルの自動化測定技術（最大8検体同時に異なるPCRサイクルと6色マルチプレックス蛍光検出（注5）等）によりコスト、精度を含め極めて競争力の高い遺伝子検査の実現が期待できる全自動化システムとなっております。geneLEADは、汎用性の高い技術、方法で将来の遺伝子検査の概念を変えていく可能性を秘めており、バクテリア、ウイルス、感染症、ガン遺伝子変異、体質測定等の分野での活用を見込まれております。

また、欧州規格CE-IVDに対応をしたPCR検査試薬を随時製品化した上で、フランスとベネルクス（ベルギー、オランダ、ルクセンブルク）での販売を平成30年9月に開始する予定となっております。今後は、アジア圏での販売を皮切りに、ワールドワイドにgeneLEADに係る事業を拡大して行く方針であるところ、PCR検査試薬の事業展開に際しては、臨床検査項目の品揃えと各国との臨床規格準拠が重要となっております。

- （注1） 臓器移植に利用される臓器に病原体が含まれていないかを確認するために行われる検査です。
- （注2） 遺伝子検査に必要な検査試薬を全てカートリッジ内に封入する方式。通常の遺伝子検査に必要な、検査試薬の調製等の作業は不要となっております。
- （注3） DNAポリメラーゼ連鎖反応増幅法（PCR法）は、あるDNAから、特定のDNA断片だけを選択的にかつ飛躍的に増幅させることのできる方法であり、その増加量について従来する方法（エンドポイントでの計測）とは異なり、リアルタイムでモニタリングし、解析する手法になります。
- （注4） ポリメラーゼ連鎖反応増幅法（PCR法）を利用した遺伝子検査に用いられる検査試薬をいいます。PCR法は、その利便性から感染症の検査や農水産物などの品種識別をはじめとして、親子鑑定や犯罪捜査における犯人の特定（DNA鑑定）にも使われております。
- （注5） 当社の多項目同時測定検出技術であり、PCR法により増幅した増幅産物を6色の蛍光標識により検出することで、最大6種の増幅産物を同時に測定することを可能にする技術です。当該技術は、従来PCR法による検査と比べ、装置の小型化、検査の高速化、複数検体及び検査項目の同時解析（ランダム解析）を実現するものです。

- (c) 検査試薬ビジネスをはじめとする製品コストダウンによる利益率の向上については、秋田県大館市にある当社の検査試薬の製造工場である大館試薬センターと製造子会社であるエヌピーエス社を生産拠点の中心として、自動化設備投資等による省力化コストダウン対応を進めました。

平成30年8月27日付新中期事業計画達成に向けたアクションプランとこれまでの資金調達の状況、及び事業進展状況からみた新たな資金調達の必要性

当社は、自社開発の全自動遺伝子検査装置であるgeneLEADシステムとともに当社のPCR検査試薬による本格的な遺伝子検査領域に参入することを今後の中核事業と位置付けており、平成30年9月以降、欧州市場において欧州規格CE-IVDに対応をしたPCR検査試薬を随時製品化し販売いたします。その後は、検査項目を拡大し、順次他の市場へも投入する計画となっております。これらを推進していくためには、新規検査試薬開発及び各国規制対応投資、検査試薬及び消耗品の量産化並びに生産コスト低減のための投資、運転資金の確保により新製品の販売を促進することが不可欠となっております。

この点、当社では、平成27年8月28日開催の当社取締役会決議に基づく新株式発行（一般募集・第三者割当）、及び平成29年5月15日開催の当社取締役会決議に基づく株式会社日立ハイテクノロジー社との資本業務提携と第三者割当による新株式発行により、それぞれ1,496百万円及び858百万円を調達しておりますが、前者については、検査試薬・消耗品事業の拡大に向けた設備投資資金と増加運転資金に充当しております。なお、平成30年8月27日付で開示した「調達資金の資金使途及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」の記載のとおり、資金検査試薬・消耗品事業の拡大に向けた設備投資

資金として、当初予定額1,350百万円のうち600百万円を充当し、残額については、増加運転資金の追加分に充当しております。また、後者については、株式会社日立ハイテクノロジーズ社向けの全自動遺伝子検査システム等の装置の新機種開発、検査試薬のラインナップ充実のための新規の自社オリジナルの製品の開発、及び製品開発のための基礎的な技術の開発のための資金に充当しています。なお、後者で調達される資金は、装置や検査試薬を新規に開発し、また、基礎的な技術の開発を行うこと等に充当されているのに対し、本件では、下記「4 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載の通り、他社が開発した検査試薬を自社開発の全自動遺伝子検査装置向けに最適化し販売するための開発や検査試薬及び消耗品の自社の製造コストを低減するための装置の開発等、検査試薬、消耗品及び装置を販売するために必要な資金を調達することを目的としております。

また、直近の業績においては、全自動遺伝子検査装置の製品開発に想定以上の予算がかかったことに加え、上市及び量産対応の遅れ及び一部OEM取引の販売先への売上の減少に伴い、売上が当初の計画を達成できなかったことにより、平成28年6月期は売上4,458百万円、経常損失821百万円で、平成29年6月期は、売上3,847百万円、経常損失428百万円、平成30年6月期は売上3,641百万円、経常損失385百万円となっています。更に、直近の平成29年6月期の有価証券報告書では、「4 事業等のリスク」にて「継続企業の前提に関する重要事象等」として、「継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められない」としつつも、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在して」いる旨の記載をしております。かかる状況に鑑みると、当連結会計期間末の手元資金残高（現金及び預金）残高は2,056百万円と財務基盤は安定しているものの、今後は上場会社として従前よりも更に財務の健全性のバランスをとりつつ事業の拡大を目指していく必要があると考えております。

このように、財務健全性のバランスに配慮した事業拡大のためには、現在必要となっている、新規検査試薬開発及び各国規制対応投資のための資金、検査試薬及び消耗品の量産化並びに生産コスト低減のための投資のための資金、運転資金を新たにエクイティにより調達する必要があることから、今回の資金調達を行うことを決定しました。

当社は、今回の資金調達は上記のような当社グループの事業戦略を推進するにあたり必要となる資金を確保することが目的であり、かかる戦略を推進することでパイオ（遺伝子・タンパク質等）検査システムの領域における当社グループの地位を確かなものとするとともに、当社の中長期的な企業価値を向上させることができることから、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものであると判断しております。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先であるEVO FUND（以下、「割当予定先」といいます。）に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は割当予定先との間で、本新株予約権の募集に係る有価証券届出書の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約を締結します。

行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先は、第16回新株予約権については、本新株予約権の払込期日の翌取引日（当日を含みます。）から、原則として122価格算定日目の日（当日を含みます。）までの期間、第17回新株予約権については、本新株予約権の払込期日の1年後の応当日の翌取引日（当日を含みます。）から、原則として82価格算定日目の日（当日を含みます。）までの期間、第18回新株予約権については、本新株予約権の払込期日の2年後の応当日の翌取引日（当日を含みます。）から、原則として82価格算定日目の日（当日を含みます。）までの期間（以下、「全部コミット期間」といいます。）に、割当予定先が保有する各回号の本新株予約権の全てを行使することをコミットしています。122という日数は24価格算定期間に2価格算定日分の行使可能日を加えたもの、82という日数は16価格算定期間に2価格算定日分の行使可能日を加えたものであり、割当予定先との協議に基づき決定されたものであります。

また、割当予定先は、同様に本買取契約において定められる各回号の本新株予約権の全部コミット期間の初日（当日を含みます。）から、原則として一定期間経過後の日（第16回新株予約権については62価格算定日目、第17回新株予約権及び第18回新株予約権については42価格算定日目）（当日を含みます。）までの期間（以下、「前半コミット期間」といいます。）に、第16回新株予約権については800,000株、第17回新株予約権及び第18回新株予約権については、それぞれ520,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットしています。62という日数は12価格算定期間に2価格算定日分の行使可能日を加えたもの、42という日数は8価格算定期間に2価格算定日分の行使可能日を加えたものであり、割当予定先との協議に基づき決定されたものであります。

また、全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある各回号の新株予約権の下限行使価額の110%以下となった場合（以下、「コミット期間延長事由」といいます。）には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます（但し、かかる延長は合計4回（20価格算定日）を上限とします。）。前半コミット期間中のいずれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、前半コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます（但し、かかる延長は合計2回（10価格算定日）を上限とします。）。

なお、全部コミット期間及び前半コミット期間の双方について、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数回のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<コミット条項の消滅>

全部コミット期間中において、コミット期間延長事由が4回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。同様に、前半コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う前半コミット期間の延長が2回を超えて発生した場合、前半コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。

また、全部コミット及び前半コミットに係る割当予定先のコミットは、第16回新株予約権については払込期日の翌日以降に、第17回新株予約権及び第18回新株予約権については各全部コミット期間開始後に、市場混乱事由が発生した取引日が累計して20取引日に達した場合には消滅します。

なお、コミットの消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により本新株予約権を行使することができます。

行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、平成30年9月14日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、割当予定先との議論を行った上で、ディスカウント率を7～9%として計算することとしました。但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合には下限行使価額が修正後の行使価額となります。

下限行使価額は当初221円（平成30年8月24日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%の金額）としますが、当該下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を、割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

下限行使価額は、上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

本新株予約権に係る払込期日の翌取引日（行使期間開始日）における行使制限

本新株予約権は、本新株予約権に係る払込期日の翌取引日（行使期間開始日）のみ当初行使価額による行使が可能な設計ですが、本日付で当社が複数の公表を行いましたため、当初行使価額が本日以後の株価の推移を適切に反映しない可能性があります。そのような事態を避けるため、割当予定先は、本新株予約権の払込期日（平成30年9月12日）における当社普通株式の終値が、価格決定日（平成30年8月24日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（442円）を超えている場合、本新株予約権に係る払込期日の翌取引日において本新株予約権の行使を行わない旨を約しております。これにより、本日付の複数の公表による株価への影響を反映した行使価額での本新株予約権の行使が期待されます。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「(4) 本スキームの特徴」及び「(5) 他の資金調達方法」に記載の通り、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、本スキームが、当社の必要とする資金を比較的早期に相当程度高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ追加的な資金調達ができる点において、当社のフィナンスティクスニーズに最も合致していることから、総合的な判断により、本スキームを採用することを決定しました。

(4) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

今後の資金調達プランの確立

通常、新株予約権は近い将来に必要となる資金調達のみを実施しますが、本スキームにおいては、今後3年間に渡る資金調達プランが確定しており、当社及び投資家にとって将来の資金調達見通しが立てやすくなります。また、本新株予約権には取得条項が付されているため、将来の事情の変化によっては、本新株予約権を取得・消却することが可能です。

資金調達コストの削減

複数回の決議・発行の手続きを経るよりも、調達に係るコストを削減する事が可能となります。

短期間における確実な資金調達

第16回新株予約権(対象となる普通株式2,000,000株)は原則として122取引日間で、第17回新株予約権及び第18回新株予約権(対象となる普通株式各1,300,000株)は原則として82取引日間でそれぞれ全部行使(全部コミット)されます。

時期に応じた資金調達

全部コミットに加え、第16回新株予約権(対象となる普通株式2,000,000株)は原則として62取引日間で、第17回新株予約権及び第18回新株予約権(対象となる普通株式各1,300,000株)は原則として42取引日間で、それぞれの回号の本新株予約権数の40%(第16回新株予約権については対象となる普通株式数800,000株、第17回及び第18回新株予約権については対象となる普通株式数520,000株)の行使もコミット(前半コミット)されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、前半コミットによるより早期の段階におけるタイムリーな資金調達を両立することができます。

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は合計4,600,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加する事はありません。

株価上昇時の調達額の増額

株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

株価上昇時の行使促進効果

今回本新株予約権の行使により発行を予定している4,600,000株について、行使期間中に株価が大きく上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

[デメリット]

当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、株価が下限行使価額の110%を上回らない場合には行使が進まない可能性があります。

割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社普通株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(5) 他の資金調達方法

新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、近年において実施された事例が乏しく、割当予定先である既存投資家の参加率が非常に不透明であることから、本スキームと比べて必要資金を調達できない可能性が高く、また、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では適当な割当先が存在しません。

行使価額が固定された転換社債（C B）

通常C Bの転換は割当先の裁量により決定されるため、資本増強の蓋然性・タイミングが不透明な一方、本スキームにおいては、行使コミット条項により割当予定先の本新株予約権の行使が約束されているため、蓋然性が高く、早いタイミングでの資本増強が期待されます。そのため、今回の資金調達方法として本スキームと比較した場合に、適当でないと判断いたしました。

M S C B

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるM S C B）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、本スキームの方が株主への影響が少ないと考えております。

行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本スキームと比較して低いと考えられます。また、当社の株価のボラティリティを考えると、現時点において適切な行使価額を設定することは難しいと考えております。その為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が少なく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施する事が出来ません。

借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があることから、全額が資本金預金となる本資金調達を行うことが適当と判断いたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、上記「1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由（2）資金調達方法の概要」記載の内容を定める本買取契約を締結いたします。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役であり、大株主である田島秀二氏は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株を行う予定です。
割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他の処分をしないものとする旨、貸主との貸株契約書において定めております。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
割当予定先は、当社との間で締結予定の本買取契約の規定により、本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとします。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。
7. 第16回新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 第16回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
 - (2) 第16回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、第16回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 第16回新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該第16回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が上記(2)の口座に入金された日に発生します。
8. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該第16回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は第16回新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
第16回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、第16回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	1,300,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	1,469,000円
発行価格	新株予約権1個につき1.13円 (新株予約権の目的である株式1株につき1.13円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年9月12日(水)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	プレジジョン・システム・サイエンス株式会社 管理部 千葉県松戸市上本郷88番地
払込期日	平成30年9月12日(水)
割当日	平成30年9月12日(水)
払込取扱場所	株式会社千葉銀行 松戸支店

(注) 1. 第17回新株予約権については、平成30年8月27日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後に割当予定先との間で本買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

3. 第17回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

（２）【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 第17回新株予約権の目的である株式の総数は1,300,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。）は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第17回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準 第17回新株予約権の行使価額は、平成30年9月14日に初回の修正がされ、以後5価格算定日（以下に定義する。）が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）において売買立会が行われる日（以下、「取引日」という。）であって、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含む。）から起算して5価格算定日目の日の翌取引日（以下、「修正日」という。）に、修正日に先立つ5連続価格算定日（以下、「価格算定期間」という。）の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使価額は、5価格算定日に一度の頻度で修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は当初221円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限 1,300,000株（発行済株式総数に対する割合は5.64%）</p> <p>6. 第17回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限行使価額にて第17回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額） 288,769,000円（但し、第17回新株予約権は行使されない可能性がある。）</p> <p>7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。）</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>第17回新株予約権の目的である株式の総数は1,300,000株（第17回新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は1株）とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、第17回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第17回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 第17回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各第17回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 第17回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初、406円とする（以下、「当初行使価額」という。）。</p> <p>3. 行使価額の修正 行使価額は、平成30年9月14日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、基準行使価額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、第17回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>
-----------------------	---

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第17回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を切り上げる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ15取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>(7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第17回新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>529,269,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、第17回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第17回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第17回新株予約権を消却した場合には、第17回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>第17回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第17回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第17回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第17回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>第17回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>1. 第17回新株予約権の行使期間</p> <p>平成30年9月13日（当日を含む。）から平成33年9月13日（当日を含む。）までとする。</p> <p>2. 市場混乱事由</p> <p>当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず）とする。）</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 第17回新株予約権の行使請求の受付場所 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 行使請求の取次場所 該当事項なし。 行使請求の払込取扱場所 株式会社千葉銀行 松戸支店
新株予約権の行使の条件	第17回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、第17回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた第17回新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）の1ヶ月以上前に第17回新株予約権の新株予約権者に通知することにより、第17回新株予約権1個当たり1.13円の価額（対象となる第17回新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する第17回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。第17回新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

（注）1．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

前記「1 新規発行新株予約権証券（第16回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1」を参照。

- 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
- 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、本買取契約を締結いたします。
- 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
- 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役であり、大株主である田島秀二氏は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株を行う予定です。
割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他の処分をしないものとする旨、貸主との貸株契約書において定めております。
- その他投資者の保護を図るために必要な事項
割当予定先は、当社との間で締結予定の本買取契約の規定により、本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとします。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。
- 第17回新株予約権の行使請求の方法
 - 第17回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
 - 第17回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、第17回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - 第17回新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該第17回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。）が上記(2)の口座に入金された日に発生します。
- 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該第17回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は第17回新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

第17回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、第17回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3【新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	1,300,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	1,326,000円
発行価格	新株予約権1個につき1.02円 (新株予約権の目的である株式1株につき1.02円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年9月12日(水)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	プレジジョン・システム・サイエンス株式会社 管理部 千葉県松戸市上本郷88番地
払込期日	平成30年9月12日(水)
割当日	平成30年9月12日(水)
払込取扱場所	株式会社千葉銀行 松戸支店

- (注) 1. 第18回新株予約権については、平成30年8月27日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後に割当予定先との間で本買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
3. 第18回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

（２）【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 第18回新株予約権の目的である株式の総数は1,300,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。）は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第18回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準 第18回新株予約権の行使価額は、平成30年9月14日に初回の修正がされ、以後5価格算定日（以下に定義する。）が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）において売買立会が行われる日（以下、「取引日」という。）であって、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含む。）から起算して5価格算定日目の日の翌取引日（以下、「修正日」という。）に、修正日に先立つ5連続価格算定日（以下、「価格算定期間」という。）の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使価額は、5価格算定日に一度の頻度で修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は当初221円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限 1,300,000株（発行済株式総数に対する割合は5.64%）</p> <p>6. 第18回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限行使価額にて第18回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額） 288,626,000円（但し、第18回新株予約権は行使されない可能性がある。）</p> <p>7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。）</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>第18回新株予約権の目的である株式の総数は1,300,000株（第18回新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は1株）とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、第18回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第18回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 第18回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各第18回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 第18回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初、411円とする（以下、「当初行使価額」という。）。</p> <p>3. 行使価額の修正 行使価額は、平成30年9月14日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、基準行使価額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、第18回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>
-----------------------	---

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第18回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を切り上げる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ15取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>(7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第18回新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>535,626,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、第18回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第18回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第18回新株予約権を消却した場合には、第18回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>第18回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第18回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第18回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第18回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>第18回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>1. 第18回新株予約権の行使期間</p> <p>平成30年9月13日（当日を含む。）から平成33年9月13日（当日を含む。）までとする。</p> <p>2. 市場混乱事由</p> <p>当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらずものとする。）</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 第18回新株予約権の行使請求の受付場所 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 行使請求の取次場所 該当事項なし。 行使請求の払込取扱場所 株式会社千葉銀行 松戸支店
新株予約権の行使の条件	第18回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、第18回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた第18回新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）の1ヶ月以上前に第18回新株予約権の新株予約権者に通知することにより、第18回新株予約権1個当たり1.02円の価額（対象となる第18回新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する第18回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。第18回新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

- （注）1．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由
前記「1 新規発行新株予約権証券（第16回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1」を参照。
- 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
 - 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、本買取契約を締結いたします。
 - 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
 - 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役であり、大株主である田島秀二氏は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株を行う予定です。
割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他の処分をしないものとする旨、貸主との貸株契約書において定めております。
 - その他投資者の保護を図るために必要な事項
割当予定先は、当社との間で締結予定の本買取契約の規定により、本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとします。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。
 - 第18回新株予約権の行使請求の方法
 - 第18回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
 - 第18回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、第18回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - 第18回新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該第18回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。）が上記(2)の口座に入金された日に発生します。
 - 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該第18回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は第18回新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

第18回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、第18回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,872,015,000	13,315,000	1,858,700,000

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（第16回新株予約権3,120,000円、第17回新株予約権1,469,000円、第18回新株予約権1,326,000円、合計5,915,000円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（第16回新株予約権804,000,000円、第17回新株予約権527,800,000円、第18回新株予約権534,300,000円、合計1,866,100,000円）を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用・弁護士費用・届出書データ作成料5,000千円、法務局登記費用6,815千円、その他諸費用（司法書士費用・信用調査費用等）1,500千円です。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
新規検査試薬開発及び各国規制対応投資	500	平成30年11月～平成34年6月
検査試薬及び消耗品の量産化並びに生産コスト低減のための投資		
(a) 自動化設備への投資	400	平成30年9月～平成34年12月
(b) プラスチック消耗品の金型への投資	200	平成30年10月～平成33年12月
(c) 大館試薬センターの社屋への投資	200	平成30年9月～平成31年6月
運転資金	558	平成30年12月～平成34年6月
合計	1,858	

本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本買取契約において行使期間中に全ての本新株予約権を行使することをコミット（全部コミット）していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の払込期日の翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合及び全部コミット期間中において、コミット期間延長事由が4回を超えて発生した場合には消滅するものとされているため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。資金使途を充当する優先順位としては、
、
の順に充当する予定ですが、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、実際の差引手取額に応じて、各具体的な使途への充当金額を適宜変更する場合があります。その場合には、適時、適切に開示する予定です。また、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合は、必要に応じて、自己資金や調達コストも勘案しつつ金融機関からの短期借入等の追加の資金調達により充当金額の不足分を賄うことも検討する予定です。他方で、本新株予約権による調達資金の額が現時点において想定している調達資金の額を超過した場合には、
運転資金として利用することを想定しております。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

調達資金の使途の詳細は以下の通りです。

新規検査試薬開発及び各国規制対応投資

当社が、自社開発の全自動遺伝子検査装置であるgeneLEADシステムと共に今後の当社グループの中核事業として位置付けているPCR検査試薬事業においては、新規のPCR検査試薬を開発・提供することにより、遺伝子検査領域における当社の優位性を確立することが必要となります。新規のPCR検査試薬については、当社と協力関係にある検査試薬の製造会社と共同して、当該製造会社が開発した検査試薬を当社の自社開発の全自動遺伝子検査装置向けに最適化し販売するための開発を行うと共に、検査試薬の製造会社からOEM供給を受ける予定です。また、上記の新規PCR検査試薬の開発及び販売に際しては、検査試薬の品質管理と保証を行う専門家等の人材確保も必要となります。更に、PCR検査試薬事業の展開に関連し、日本において医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上の許認可等が必要となる他、PCR検査試薬の販売を予定している他の国においても許認可等を取得する必要がある

ます。これらの新規検査試薬開発及び各国規制対応投資のための資金として、平成30年11月から平成34年6月までに500百万円を充当いたします。

検査試薬及び消耗品の量産化並びに生産コスト低減のための投資

当社は、(a)プレパック検査試薬及び消耗品の製造作業を効率化するために検査試薬の製造ライン及び消耗品をキット化するためのラインを自動化設備にするための投資を行うと共に、(b)プラスチック消耗品（検査試薬カートリッジ、チップ等）の大量生産を行うための金型への投資を行う予定です。また、当社は、検査試薬ビジネスをはじめとする製品コストダウンによる利益率の向上を進めており、秋田県大館市にある当社の検査試薬の製造工場である大館試薬センターと製造子会社であるエヌピーエス社を生産拠点の中心として、自動化設備への投資等による省力化やコストダウンを進めております。さらなるコスト削減のために、(c)製造した検査試薬の保管場所を確保するための大館試薬センターの社屋の拡大のための投資を行う予定です。これらの検査試薬及び消耗品の量産化並びに生産コスト低減のための投資のための資金として、(a)自動化設備への投資として、平成30年9月から平成34年12月までに400百万円、(b)プラスチック消耗品の金型への投資への投資として、平成30年10月から平成33年12月までに200百万円、及び(c)大館試薬センターの社屋への投資として、平成30年9月から平成31年6月までに200百万円を充当する予定です。

運転資金

当社は、製品売上に伴う現金回収よりも基礎検証、試作機の開発、販売デモ製品製造等に伴う支払いが先行することから、常時運転資金が必要となるキャッシュフロー構造となっております。これらの費用の回収は、製品が実際に購入されたタイミングとなることから、新製品の販売促進のため、一定規模の資金を運転資金として確保する必要があります。そこで、新製品の販売促進のための、臨床検査対応の基礎検証及び試作機の開発、量産試作機及び販売デモ製品製造等、その他事業運営に必要な資金として558百万円を、平成30年12月から平成34年6月までに充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との間の関係

a. 割当予定先の概要	名称	EVO FUND (エボ ファンド)
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下の通りとなっております。 EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
	資本金	払込資本金：1米ドル 純資産：約24.1百万米ドル
	事業の内容	ファンド運用金融商品取引業
	主たる出資者及びその出資比率	EVO Feeder Fund 100%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、新規検査試薬開発及び各国の規制対応投資、検査試薬及び消耗品の量産化並びに生産コスト低減のための投資、並びに運転資金のための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。そのような状況の中、EVOLUTION JAPAN証券株式会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン）から平成30年5月に本資金調達に関する提案を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本スキームが、当社の今後数年間の資金需要を相当程度高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ追加的な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズにより合致していると判断しました。また、割当予定先についても当社内にて協議・検討しましたが、下記に記載の通り、同様のスキームによる投資実績を有していること等から、割当予定先として適当であると判断しました。その結果、本スキームの採用及びEVO FUNDを割当予定先とすることを決定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として平成18年12月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、複数の増資案件において、本新株予約権と同様の手法を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、発行会社の資金調達に寄与した実績があります。割当予定先は、EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン）から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、Evolution Capital Investments LLC（774 Mays Blvd. Ste. #10 Incline Village, Nevada 89451 USA 代表社員 マイケル・ラーチ）の100%子会社であるEVO Feeder Fund（c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elsin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island 代表取締役マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）以外の出資者はおらず、割当予定先の運用資金は取引先であるブライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。また、Evolution Capital Investments LLCの出資者は同社代表社員であるマイケル・ラーチ氏のみであります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド(Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社の斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、4,600,000株であり、その内訳は以下の通りです。

第16回新株予約権：2,000,000株

第17回新株予約権：1,300,000株

第18回新株予約権：1,300,000株

(4) 株券等の保有方針

割当予定先は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本買取契約を締結します。

ア．当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下、「制限超過行使」といいます。)を行わせないこと。

イ．割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

ウ．割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

(5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの平成30年7月31日時点における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式又は下記株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を売却する事により資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないこと、また、各本新株予約権の行使時期は重ならない想定であることから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、EVOLUTION JAPAN証券株式会社により紹介された割当予定先及びその100%出資者であるEVO Feeder Fundと、両社の役員であるマイケル・ラーチ氏、リチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係の有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（東京都新宿区西新宿4丁目32番13号 代表取締役 中村勝彦）に割当予定先及びその100%出資者であるEVO Feeder Fund、EVO Feeder Fundの100%出資者であるEvolution Capital Investments LLC、Evolution Capital Investments LLCの単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、割当予定先及びEVO Feeder Fundの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、当社との間で締結予定の本買取契約の規定により、本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとします。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂1丁目1番8号）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率について一定の前提を置き、割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間に渡り一定数量の本新株予約権の権利行使を行うことを想定し、割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に負担する本新株予約権の発行コスト及び株式処分コストについては、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、第16回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の1.56円、第17回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の1.13円、第18回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の1.02円とし、本新株予約権の行使価額は当初、行使価額の修正における計算方法に準じて、平成30年8月24日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、それに対し7～9%下回る額としました。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。また、当初行使価額及び行使価額の修正におけるディスカウント率7～9%は、割当予定先の投資家としての立場を踏まえ、協議の結果、最終的に当社が決定したものでありますが、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において第三者割当による株式の発行に際して払込金額が取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されている点とも整合的であり、かつ当該条件は本新株予約権の発行価額に織り込まれていることから、本新株予約権の発行価額は特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員（全員が会社法上の社外監査役）からは、本新株予約権の発行要項の内容及び当該算定機関の算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見表明を受けております。

- ・株式会社赤坂国際会計は新株予約権評価に関する知識・経験を有し当社経営陣及び割当予定先から独立していると考えられること

- ・払込金額の算定にあたり、株式会社赤坂国際会計は公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該評価額は合理的な公正価格と考えられること
- ・払込金額が当該評価額と同等であること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数4,600,000株(議決権数46,000個)は、平成30年6月30日現在の当社発行済株式総数23,066,900株及び議決権数230,651個を分母とする希薄化率としては19.94%(議決権ベースの希薄化率は19.94%)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に相当の希薄化が生じることになります。

しかしながら、本新株予約権は3年間に渡って、3回に分けて行使される予定であり、1年当たりの発行数は1年目は2,000,000株(希薄化率は8.67%)、2年目及び3年目はそれぞれ1,300,000株(希薄化率は5.64%)となる予定です。また、本資金調達により今後3年間の資金調達を確立し、その資金を新規検査診断試薬開発及び各国の規制対応投資資金、検査試薬及び消耗品の量産化並びに生産コスト低減のための設備投資、並びに及び運転資金に充当することにより、安定的な事業基盤の確立と中長期的な企業価値向上を図る方針であり、中長期的には企業価値の向上を通じて既存株主の皆さまの利益に資するものと判断しております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は93,635株であり、各本新株予約権を行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しておりますが、第16回新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数2,000,000株を、割当予定先の全部コミット期間である122価格算定日で行使売却とした場合の1価格算定日当たりの株数は16,393株(直近平均6ヶ月平均出来高の17.5%)、第17回新株予約権及び第18回新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数1,300,000株を、割当予定先の全部コミット期間である82価格算定日で行使売却とした場合の1価格算定日当たりの株数は15,853株(直近平均6ヶ月平均出来高の16.9%)となり、また本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数4,600,000株が第16回乃至第18回新株予約権の行使期間である3年間で行使売却とした場合の1取引日当たりの株数は6,250株(直近6ヶ月平均出来高の6.7%)であるため株価に与える影響は限定的なものと考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

本件に基づき新たに発行される当社普通株式の数は最大4,600,000株（議決権46,000個）ですが、本新株予約権の行使は、複数回に分けて行使されるものであり、これらが全て同時に行使されることはありませんので、第三者割当後の大株主の状況は以下の記載と異なることがあります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
EVO FUND (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands (東京都千代田区紀尾井町4番 1号)	-	-	4,600,000	16.63%
田島 秀二	千葉県松戸市	4,549,200	19.72%	4,549,200	16.44%
株式会社日立ハイテクノロジーズ	東京都港区西新橋1丁目24番14 号	2,310,000	10.02%	2,310,000	8.35%
有限会社ユニテック	千葉県松戸市上本郷88番地	1,200,000	5.20%	1,200,000	4.34%
高橋 計行	大阪府枚方市	288,400	1.25%	288,400	1.04%
傳 孝広	東京都江東区	231,000	1.00%	231,000	0.83%
高山 茂	千葉県中央区	215,400	0.93%	215,400	0.78%
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番 1号	135,600	0.59%	135,600	0.49%
プレジジョン・システム・サイ エンス従業員持株会	千葉県松戸市上本郷88番地	106,900	0.46%	106,900	0.39%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM	97,300	0.42%	97,300	0.35%
計		9,133,800	39.60%	13,733,800	49.64%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年6月30日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成30年6月30日時点の総議決権数(230,651個)

に、本新株予約権の目的となる株式発行により増加する議決権数(46,000個)を加えた数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。

3. 割当予定先の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。割当予定先より、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社普通株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認しております。このため、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の長期保有は見込まれない予定です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第32期（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）平成29年9月29日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第33期第1四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）平成29年11月14日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第33期第2四半期（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）平成30年2月14日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第33期第3四半期（自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日）平成30年5月15日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成30年8月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年9月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本届出書提出日（平成30年8月27日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本届出書提出日（平成30年8月27日）現在において変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

プレジジョン・システム・サイエンス株式会社 本店
（千葉県松戸市上本郷88番地）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。